

Title	波多野澄雄君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.3 (1997. 3) ,p.142- 149
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970328-0142">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970328-0142</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 波多野澄雄君学位請求論文審査報告

波多野澄雄君の提出による『戦時外交と終戦構想』  
一九四一〜一九四五』の構成は、次のようである。

## 序 章 —— 課題と視角 ——

### 第一部 第一次東郷外相期（東條内閣）

第一章 対米英蘭開戦と戦争終末構想

第二章 「西アジア」進攻構想と「東亜開放」

第三章 「大東亜建設」と大東亜省

第四章 「対支新政策」の展開

### 第二部 第一次重光外相期（東條内閣）

第五章 ビルマとフィリピンの「独立」

第六章 「大東亜政略指導大綱」と日華同盟条約

第七章 大東亜共同宣言と国内的波紋

第八章 大東亜会議の国際的波紋

第九章 「絶対国防圏」と戦時外交

第一〇章 東條内閣の崩壊

### 第三部 第二次重光外相期（小磯内閣）

第一章 小磯内閣と陸軍

第二章 小磯内閣と対ソ外交

第三章 小磯内閣と重慶工作

第四章 重光外相と「大東亜外交」  
—— インドネシアと仏印

第五章 小磯内閣の崩壊

第四部 第二次東郷外相期（鈴木内閣）

第一章 鈴木内閣と終戦構想

第二章 「国策転換」をめぐる国内政治

第三章 広田・マリク会谈

第四章 「対米工作」と「無条件降伏」

一 はじめに——鈴木内閣の対米メッセージ

第二〇章 近衛特使案とポツダム宣言

一 近衛特使案と「瀬戸際外交」

第二一章 二つの「外圧」——原爆とソ連参戦

第二章 終戦と国体問題

終 章 重光葵と戦時外交

本論文は太平洋戦争期における日本外交（戦時外交）及び戦争終結をめぐる国内政治の過程を検討することを目的としている。まず「戦時外交」については二つの課題に分

けて検討する。第一は対「アジア外交」であり、第二は戦時期を通じて対日中立関係を保っていたソ連をめぐる外交運営である。一般的に「戦時外交」の運営は、当面の戦争遂行に資すると同時に、いかに有利な戦争終結を導くかという両面に対する配慮が求められる。太平洋戦争期の日本の場合、こうした和戦両面の要請に応え得る外交運営の中心は中立関係にあったソ連であった。しかし、日本の戦時外交は、ソ連又は中立国のみが視野に入っていたわけではなく、アジアもまたその舞台であった。

本論文では戦時の「アジア外交」の対象として、日本による承認という意味で「独立国」であった中国（南京国民政府）及び満州国の他、重慶政権、仏領インドシナ（仏印）、さらに対英米蘭戦争の開始によって、新たに獲得した地域に対する施策も含まれている。

本論文の第一の課題は、開戦後の占領地の処遇問題や、非占領地（「独立国」）に対する主要な施策の形成過程をその問題にかかわる外務省、大東亜省、陸海軍など主要アクター間の葛藤・調整の過程としてとらえようとするものであるが、外務省と陸海軍（ことに陸軍）の対抗が軸となっている。第二の課題は、戦時外交の中心であった対ソ外交の検討である。第三の課題は、戦争終結をめぐる国内政治

過程の分析であり、その特徴の第一は、いわゆる「聖断」を唯一の選択肢としてその意義を強調するよりも、多くの選択肢の中のひとつとみなし、政府内外の主要なアクター間の葛藤・調整・妥協のプロセスとして、終戦過程をとらえようとしていることにある。特徴の第二は、「早期和平論」の対極に位置していた陸軍の動向、「本土徹底抗戦」それ自体の遂行を自己目的化していた陸軍中堅層の台頭の過程、終戦決定の政治過程に及ぼした影響とその限界に力点を置いた。特徴の第三は、四五年五月中旬の最高戦争指導会議構成員会議がソ連仲介による戦争終結に合意しながらそれを推進し得ず、ポツダム会談まで「非決定状況」が継続した点を、終戦の過程における重要なポイントとみなし、「非決定状況」をもたらした要因、膠着状況を打開させた内外要因の分析を重視した点にある。

第一部、第一次東郷茂徳外相期（一九四二年一月まで）は、東條内閣の前半期における問題を扱っている。当時の国際関係上の日本の地位を念頭に、戦争指導当局によって作成された戦争終結計画は、イギリスと中国（重慶政権）を政戦略の中軸に置くものであった。南方地域を勢力下におさめ、長期戦の基礎を固め、東西におけるアメリカの最大の友好国である重慶政権、またイギリスを屈服させ

ることができれば、アメリカはおのずと戦争継続の意志を放棄するであろうという点にあった。だが重慶政権の有効な屈服手段は、戦略的にも政治的にも失われ、イギリス屈服が初期政戦略の中心となる点が分析される。しかし屈服のためには、ドイツ・イタリーに依存せざるを得ず、二つの政戦略が追求されることになる。第一はインドの対英離脱あるいは孤立化を狙った枢軸共同作戦——中東・西アジア戦略であり、第二が対ソ関係の安定を前提とする独ソ和平幹旋構想であり、ドイツを対ソ戦から脱却させるなら、この力を対英戦に集中させることが可能であり、またソ連を枢軸連合に引き入れ、枢軸側にとつて最も有利な戦争終結をはかれるという期待に基づくものであった。第一章及び第二章はまず以上二つの政戦略構想の消長を論じ、特に第二章で「西アジア攻撃」戦略が、日独それぞれの思惑から挫折する経緯を示している。

第三章の大東亜省問題については、すでに多くの研究があるが、本論文では次のような点を加えている。まず、東郷外相は、大東亜の政務と外交を外務省の責任で処理するという「外政一元化」を主張していたが、その背景には、占領地軍政の早期撤廃を前提とし、独立国の存在を広く容認していくという構想が存在したこと、第二に東郷の主張

の背景には、外相の諮問機関的存在であった外務省「十人会」の支持があり、単独辞職も「十人会」のメンバーの示唆によるのではないかと推測されること、第三は、現地機構問題について現地軍司令官に大使、公使を兼任させるという「二位一体化」構想をめぐる外務省・海軍・陸軍間の葛藤・調整の過程があつたことを明らかにしている。

結局、開戦前後の占領地の処遇をめぐる対立は、資源獲得という優先目標を満たしながら、アジア諸民族の戦争協力と調達し、占領のコストを最小限に押さえていくという戦争遂行上の要求に対して主権尊重や、早期独立の施策が妥当か否かという点にあった。外務省の「外政一元化」の主張。その背景にあつた早期独立論は、戦時にあつても、アジアのナシヨナリズムに限定的ながらも応えようとするものであった。さらに「民族独立」を権利の問題としてとらえ、こうした立場をより鮮明に打ち出そうとしたのが、重光であった。

第四章の「対支新政策」は、その第一歩と位置づけられている。

第二部 第一次重光外相期（一九四四年七月まで）は東條内閣の後半期に相当するが、第五章はどのような形でピルマとフィリピンに独立を与えるかを論じている。重光や、

外務省が主権尊重と平等互恵を基調として、アジアの「独立国」との関係を構築するという構想であったとすれば、陸海軍統帥部や大東亜省は、満州との関係がモデルとして想定され、ビルマとフィリピンにおいて、実施に移されたのである。すなわち一方では独立を承認しつつ、国家の重要機能を実質的に日本が把握するという国家関係の設定であり、政党政治議会議会政治の否定であった。第六章は、中国大使から外相に転じた重光が構想した日華基本条約の根本的改定、すなわち、主権尊重と互恵平等、さらには戦後の撤兵を明記した日華同盟条約の締結が「対支新政策」の核心であったことが明らかにされる。

第七章では、大東亜宣言の原案作成を担った外務省の「戦争目的研究会幹事会」の議論を中心に立案過程における葛藤と調整のプロセスを検討し、第八章では、大東亜会議における各国代表演説の中に日本の立場を讀めるよりは欧米の植民地創始国としての復帰も許さないが、大東亜圏における日本の覇権も否定するという日本の意図を越えたメッセージが託されたことを指摘している。

第九章は、一九四三年二月に陸軍ではイギリス屈服構想が放棄され、新たな戦争指導大綱（四三年九月）では、戦略的には「絶対国防圏」の防衛が中心になり、これに伴い

対外略略の比重が高まることを議論している。

第一〇章は、国内における和平運動を、東條内閣打倒運動との関連で扱い、その可能性のある政治勢力は、海軍と重臣であったが、海軍は主役たりえず、重臣がその中心となり近衛グループが特にその中核となるが、近衛グループの特異な反共・反ソ感が日本の対ソ対策と相容れなかったこと、天皇の皇道派に対する不信感が消えていかなかったこと、海軍の支援が得られなかったことが、東條後の政権に参加することができなかった理由であることが明らかにされている。

第三部 第二次重光外相期（一九四五年四月まで）は、小磯内閣における重光外交の展開と、国内における和平論を論じたものである。

第一章は、「絶対国防圏」崩壊後の、新たな戦争指導大綱（一九四四年八月）は、政変劇の裏側で、作戦優先の観点から立案が進み、対米決戦（比島決戦）が、戦争指導の中核となっていく過程をとりあけている。

第二章は、ソ連を通じる和平工作、特に重光が力とイデオロギーの関係を、どう調整解釈したか、具体的条件や代償提示を避け「大東亜新政策」あるいは「容共政策」という実りのない理念的アプローチに固執し、独ソ和平を追

い求めたのは何故かが追求されている。

第三章は、中国に対する重慶工作の分析である。この頃になると、日中戦争の対決こそが対英米戦争の收拾の突破口になるという観点が浮き上がってくる。そして、繆斌工作が展開される。和平の条件、特に重慶側の出方によっては、南京政府の解消も辞せずとするか否か、条件をめぐる葛藤が描かれる。

第四章は、大東亜施策の実質的一元化を達成した重光と外務省が、軍事的観点からの主張と格闘しながら、第二次「大東亜新政策」——インドネシアの政治参与の拡大・仏印の「解放・独立」——の貫徹を期する過程を取りあげている。

第五章は小磯内閣の崩壊をとりあげるが、それに代わる政権の性格は、次の三つの立場の中で、いずれを託すかによって規定されることになる。第一は直ちに和平交渉に入る「即時和平」論であり、第二は、沖縄又は本土での抗戦において、打撃を与え、その上で和平交渉に臨むという「一撃和平」論、第三は「徹底抗戦」の立場に立つものである。三つの選択肢の中で、最も広い支持が得られたのが「一撃和平」論であり、陸海軍のみならず政府指導者・重臣・皇族に広く支持された。本章は以上の過程をとりあげ、

特に「即時和平」論の立場から次期政権にその実行を託すうとしていたのが、重臣近衛文磨とその支持グループであったことに注目している。

第四章 第二次東郷外相期（一九四五年八月まで）は鈴木内閣期に相当する。

第六章は、鈴木内閣の終戦交渉を論じたものであるが、鈴木 の 指 導 は 「 国 民 の 士 気 ・ 軍 の 士 気 」 を 交 渉 力 と し て 温 存 し つ つ 、 他 方 で 和 平 を 模 索 す る と い う も の で あ っ た 。 そ れ は 組 閣 過 程 に も あ ら わ れ 、 陸 軍 の い う 本 土 徹 底 抗 戦 論 を 受 け 入 れ 、 陸 軍 中 堅 層 に 信 望 の 厚 い 阿 南 大 将 を 陸 相 と し 、 他 方 海 軍 部 内 の 信 望 が 厚 く 、 陸 海 軍 統 合 に 一 貫 し て 反 対 し て き た 米 内 海 相 を 留 任 さ せ 、 東 郷 を 外 相 に 就 任 さ せ て 終 戦 外 交 を 一 任 す る と い う 内 閣 配 置 に も 見 る こ と が で き る と 指 摘 す る 。 そ し て 、 東 郷 も 本 土 決 戦 体 制 の 構 築 を 交 渉 力 と し て 活 用 す る と い う 構 想 で あ り 、 そ の 点 で は 、 鈴 木 の 和 平 戦 略 に も か な い 、 陸 軍 の 要 望 す る 参 戦 防 止 の た め の 対 ソ 外 交 を 利 用 す る 形 で 、 対 ソ 終 戦 外 交 を 進 め よ う と 意 図 し た こ と が 指 摘 さ れ る 。

第七章は、ソ連仲介による和平という「第三項」の発動をめぐる政府内外の諸勢力の葛藤を描いたものである。特に木戸内府など重臣が動くが、木戸が動いた背景には第

一に天皇の変化があつた。天皇が「二撃和平論」の立場であつたことは、最近の研究で明らかであるが、沖繩戦で「二撃」の戦果が挙がらなかつたことから、五月中旬には天皇は早期終戦もやむを得ないと考えるにいたつた。第二は、近衛や米内の対陸軍工作が手詰まりとなり、陸軍から「国策転換」が提案される可能性がない限り、天皇のイニシアティブによる「国策転換」が唯一の方法と考えられたことである。第三は、重臣のイニシアティブが期待できなかったからである。六巨頭会議や閣議の機能麻痺を補うための重臣の行動も小磯内閣時代に較べ、はるかに制約されたものとなつていった。

第一八章は、こうした国内的拘束の中で継続的に行われた広田外相とマリク・ソ連駐日大使の会談を扱っている。この会談は、ソ連の意向を「打診」することに交渉目的が限定され、両国にとつてほとんど意味のない会談であつた。日ソ中立条約延長に関する議題は、その意味を失い、そこで持ち出されたのが、中国の参加を前提とした日ソ「極東平和安全保障協定」の提案であつた。本章では若干のロシア側新史料を用いて、ソ連側が無意味な会談を継続したのは、日本の対米単独和平工作に対する疑惑が消えず、それを探るためではなかつたかとの推測がなされる。

第一九章は、対米関係を意識した重要なメッセージをいくつか取り上げている。それらは国体問題に関する連合国側の意向や「無条件降伏」の内容を探るためのアドバルーンとしての意味があり、同時に日本側の降伏条件を間接的に伝えようとするもの、さらに当面の戦争遂行というより、戦後の国際秩序をにらみ合わせて日本の立場を明瞭にしておこうとするものであり、降伏条件をいくつかでも緩和しようという意向が込められていた。その例として八七議会における首相演説や、大東亜大使会議宣言がピックアップされている。

第二〇章は、天皇の指示による近衛特使派遣案の経緯であるが、二つの問題が指摘される。第一は、駐ソ連大使に送られた天皇親書の作成過程を重視し、そこには本土決戦の決意を示すならば、あるいは「無条件降伏」政策を変更させ得るかも知れないとの期待があつたこと、第二は、モスクワでの交渉に失敗したならば、近衛がそのままアメリカに飛び直接和平交渉を行う構想が東郷外相にあつたと推定されることである。

第二一章は、ソ連参戦、原爆投下という二つの「外圧」を利用する形で「聖断」のシナリオが作り出されていく過程を論ずる。この章は、陸軍の動向に記述の多くを割いて

いるが、政府側の対応は、ポツダム宣言受諾の決定が内外地軍の「徹底抗戦論」を刺激することのないよう慎重な措置をとり、陸軍省部首脳もこれを理解し、国体護持には外交交渉もその手段であることを内外地軍に明示するなど説得の姿勢で臨むが、連合国側がそれを明確に支持するか否かをめぐり対立があった点を明らかにしている。

第二章は、「天皇の国家統治の大権」に関するアメリカ國務長官バーンスの回答をめぐる葛藤を分析している。

終章は、重光葵の戦時外交を改めて取り上げ、日中提携と「脱植民地化」、「大東亜協議機構」構想、大東亜宣言、「大東亜新政策」、対ソ外交に重光がどう係ったかを論じる。

以上本論文の概要を紹介してきたが、本論文の学界に貢献する意義はどこに認められるであろうか。

それは、提起した三つの課題に、どのように答えたかによって判断されよう。

課題の第一は、開戦と占領地の処遇問題や非占領地（「独立国」）に対する主要な施策の形成過程の分析であるが、本論文は今なお学界で十分な検討がなされていない中央における政策形成を明らかにした。特に重光外相の下で推進された一連の「大東亜新政策」（南京政府を対象とする「対支新政策」、ビルマ、フィリピンに対する「独立」

許与、大東亜宣言、仏印解放など）の意義を重視し、一定の制約を受けながらも、「脱植民地化」というテーマに、とりくもうとしていた努力を評価した点である。

課題の第二は戦時外交の中心であった対ソ外交の検討であるが、従来の研究はもっぱら日本外務省の史料に依拠したものであった。本論文はドイツの要求が一貫して日本の対ソ攻撃であり、またソ連の対応も消極的であったにもかかわらず、何故日本のイニシアティブによる独ソ和平仲介が対外政策の中心に位置づけられ、実際に打診が続けられたのか、その事情を戦争指導大綱の立案過程の分析によって迫っている。

第三の課題、戦争終結をめぐる国内政治の分析については、蓄積された研究や史料も少なくない。本論文は鈴木内閣の登場から、いわゆる、「聖断」に至るプロセスを、最高戦争指導会議を構成する六巨頭の動きに焦点を合わせ、木戸内大臣を含む戦争指導者のかけひき——対立、妥協——の過程として描き出している。特に本論文が試みた新たな解釈のひとつは、鈴木貫太郎首相の役割である。従来の理解は、老いて指導力を欠き、その立場も動揺気味であったというものであるが、本論文では、一方で戦争完遂を掲げつつ、他方で終戦を模索するという鈴木二面的政治指



導を、軍部の「徹底抗戦論」を排除するのではなく、連合国に対する交渉力として温存するという深慮の上であったと解釈し、肯定的に評価している。また、「奏薦集団」の中でも、近衛・米内・木戸の相互連帯と彼らの終戦構想を重視している点に特徴がある。

本論文は、多面的な史料を利用しているが、大東亜省に関する記録類がまとまって残されていない関係から、外務省外交史料館所蔵の外務省史料、防衛研究所戦史部が所蔵する陸海軍史料、特に参謀本部戦争指導班が太平洋戦争のほぼ全期間に渡って記録した「大本営機密戦争日誌」、連合軍総司令部が一九四九年から五〇年にかけて、日本の政軍の戦時指導者に対して行った面談記録、米内外相の側近にいた高木惣吉海軍少将の日記などを十二分に活用している。

だが本論文にも若干の問題がないわけではない。第一は、大東亜省を研究の対象としながら、大東亜省関係のまとまった資料が存在しないため、外務省、軍・あるいは大東亜省関係者のメモリアルなどをつなぎ合わせて結論を導いているため、大東亜省の施策を系統的に記述できない点である。したがって、時折推論の域を出ない点がある。

第二は、日本の対ソ外交の分析が、従来の外務省史料に

加え、軍側の資料の活用によって、明らかにされた点は評価できるが、最近ロシア側の資料の公開、ロシア側研究者による「日ソ中立条約の研究」が公表されていることもあり、それらの成果をさらに吸収する必要がある。

ともあれ、本論文は、四〇〇字詰原稿用紙一三八〇枚に及ぶ大作であり、既に波多野君は著書・論文・国際会議におけるペーパーの提出によって、学界でその地位を確立した研究者であり、本論文が彼のこれまでの研究の集大成であることも考慮し、ここに我々審査員一同、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と認めるものである。

一九九六年九月三〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授	池井	優
副査	法学研究科委員法学博士		
	慶應義塾大学法学部教授	小此木政夫	
	法学研究科委員法学博士		
副査	慶應義塾大学法学部教授	笠原	英彦
	法学研究科委員法学博士		